

かしま 農委だより

第20号

－ 発行者 －

鹿嶋市農業委員会

－ 編集者 －

編集委員会

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

電話 0299-82-2911(代)

E-mail : nouil@city.ibaraki-kashima.lg.jp



(鉢形地内の利用状況調査の様子)

本年、10月から11月にかけて、農地の利用状況調査を行いました。

この調査は、平成21年の農地法改正以降、毎年、実施しております。

具体的には、市内全域を地区ごとに分け、担当地区農業委員が現地に出向いて農地を一筆ごと見てまわり、農地として利用しているか、あるいはきちんと除草等の管理がされて耕作が可能な状態か、それとも耕作されないまま放置され荒れ地（遊休農地や荒廃農地といいます。）となっているか、調査確認するものです。

今回、農地法改正により、遊休農地（荒廃農地）と判断された農地の所有者等に対しては、**農地の利用意向調査**を実施することとなりました。

該当する方々には、調査書類等を郵送しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

農地の利用意向調査の概要

★平成27年2月頃(予定)に、遊休農地(荒廃農地)の所有者等に対し次の1から5の項目の利用意向を郵送で調査確認します。(その際は返信回答にご協力をお願いします。)

- 〈遊休農地が農業振興地域内(市街化調整区域)にある場合〉
- 1 農地中間管理機構に農地を貸し付ける(農地中間管理事業を活用する。)
 - 2 農地利用集積円滑化事業により受け手を探してもらう。
 - 3 自ら受け手を探して貸し付ける。
 - 4 自ら耕作する。
 - 5 その他()

〈注〉遊休農地が農業振興地域外(市街化区域)にある場合は、農地中間管理機構への貸付項目を除きます。(市街化区域は農地中間管理事業対象外です。)

※農地中間管理機構(農地中間管理事業)に関しては、平成26年に創設されました。別添の「農地中間管理事業(チラシ)」をご覧ください。

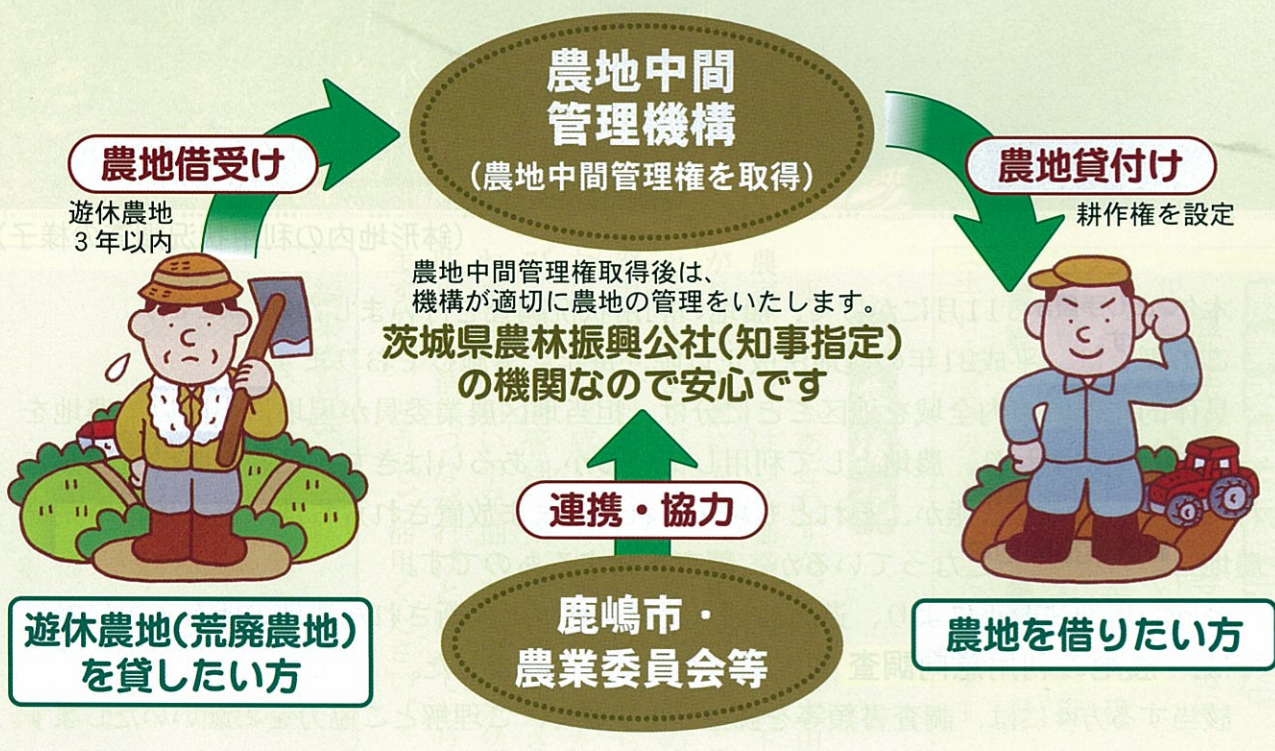
(注：機構が借り受けするのは、原則、遊休農地になって3年以内に限る等) 一定の条件があります。

※農地利用集積円滑化事業とは、鹿嶋市が農地所有者の代理人となり貸し付け等を行う事業です(平成21年既創設)。

上記※印の詳細については、鹿嶋市農林水産課(鹿嶋市農地中間管理機構)にお尋ねください。電話 0299-82-2911 (内線382)

★農地の利用意向調査後、農地中間管理機構は、農業委員会で意向調査した結果に基づき、貸付意思を示した所有者等に対して農地中間管理権取得のための協議を申し入れすることになります。(条件に適合する場合に限りです。)

〈農地中間管理機構に農地を貸し付ける場合〉



平成27年度 農地の賃借料情報と農作業標準賃金をお知らせします。

■平成27年度 農地の賃借料情報

(10a)

| 種別 | 区 域 | | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|----|-------|--------|---------|---------|---------|------|
| 田 | 鹿嶋市全域 | 基盤整備地域 | 9,500円 | 20,000円 | 5,200円 | 72 |
| | | 未整備地域 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 3 |
| 畑 | 鹿嶋市全域 | 基盤整備地域 | 16,600円 | 28,300円 | 8,100円 | 4 |
| | | 未整備地域 | 10,100円 | 21,000円 | 5,000円 | 25 |

※上記金額は、平成25年10月から平成26年9月までに実際に賃借権が設定されたデータを基に算出しました。目安として提供しておりますので、話し合いのうえ決めてください。

※データ数は筆数です。

※賃借料を物納(玄米)としている場合は、60キログラム「9,000円」に換算しています。

■平成27年度 農作業標準賃金

〈作業労賃〉

| 一般農作業 | 作業内容 | 金額(8時間) | 備 考 |
|-------|------|---------|-----|
| | 田 | 7,000円 | |
| | 畑 | 6,000円 | |



〈機械(持込)作業料金〉

| 種別 | 作業種別 | 標準賃金 | | 備 考 | |
|-------|------------------|-----------------|----------------|-----|--------------------|
| | | 作業内容 | 単位と金額 | | |
| 田 | 耕 起 (トラクター) | ロータリー耕 | 10a 6,000円 | | |
| | | プラウ耕 | 10a 6,000円 | | |
| | | 代 か き | 10a 8,000円 | | |
| | | あぜ 畦 ぬり 塗 | 1m 50円 | | |
| | 草 刈 (保安全管理) | 草刈り機 | 10a 12,000円 | | |
| | 田 植 え | 機械植え | 10a 7,000円 | | 側条施肥は 2,000円増額。 |
| | 稲 刈 り | コンバイン | 10a 20,000円 | | 倒れ稲はこの 限りではない。 |
| 乾燥・調整 | 乾燥~ もみす 糶り | 60kg 2,000円 | 陸稲は 50円増額。 | | |
| | 糶 摺 り | 60kg 700円 | | | |
| 畑 | 耕 起 (トラクター) | ロータリー耕 | 10a 5,000円 | | |
| | | プラウ耕 | 10a 6,000円 | | |
| | | 深 耕 ロータリー | 10a 20,000円 | | |
| | | 深 耕 プ ラ ウ | 10a 10,000円 | | |
| | トラクター | 開 墾 プ ラ ウ | 10a 10,000円 | | |
| | | マルチ張り | 200m 1,500円 | | |
| | | ミツバ掘り | 10a 10,000円 | | 振動掘は 3,000円増額。 |

※10aは約1反歩です。

※作業場所や時間、作業内容等の働く条件によって異なります。
上表を参考に話し合いで決めてください。

平成27年は、農業委員会委員の改選の年です。 申請書提出を忘れずに!

農業委員会は、選挙による委員と関係団体等から選任された委員で構成されており、選挙による委員の任期は3年と定められております。平成27年は、選挙の年です。

選挙人名簿登載申請書を忘れずに提出してください。提出は、返信用封筒により郵送していただくか、農業委員会事務局(市役所3階)までご持参していただきますようお願いいたします。

期限は、平成27年1月10日(土)です。

選挙人名簿に登載される方は、次の①から③のいずれかに該当する場合があります。

- ① 市内に住所を有する満20歳以上で、農地を10アール以上耕作している農業経営主
- ② ①の農業経営主と同居する満20歳以上の親族又はその配偶者で、年間おおむね60日以上農業に従事すると認められる方 **〈注：同一敷地内に居住していても世帯分離していると同居になりません〉**
- ③ 10アール以上耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主で年間おおむね60日以上農業に従事すると認められる方

農地の貸し借りに 引き続き利用権設定も ご活用ください!

利用権設定とは、市が複数の農地権利移動(賃借権等)に係る農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の意見を経て、公告されてから権利が設定されるという仕組み。設定後の賃借権等は、自動更新されないので、確実に所有者に返還されます。
(農地法第3条の許可は不要です)

農業委員会への申請等件数

平成26年1月～10月末

| | | | |
|---------------------------|-----|-------------------|------|
| ○農地法第3条許可 | 51件 | △農地法第3条の3(相続等)の届出 | 12件 |
| ○農地法第4条・5条の転用許可(計画変更承認含む) | 52件 | ○利用権設定 | 137件 |
| 上記のうち、転用目的が太陽光発電施設 | 14件 | △農地法第18条通知 | 5件 |
| △農地法第4条・5条の転用届出(市街化区域内転用) | 50件 | ○農地改良協議 | 3件 |
| ○現況確認証明願(非農地証明) | 16件 | ○買受適格証明願 | 4件 |
| △制限除外の農地の移動届 | 4件 | 許可があったこと等証明願 | 19件 |
| | | 耕作証明書等 | 54件 |

○印は総会審議案件 △は総会報告案件

〈注〉第1種農地等優良農地(土地改良事業実施区域等)では、太陽光発電施設に転用することはできません。

編集委員会

委員長 石内野
副委員長 谷川初美
委員 大田清茂
出頭 山本 勝美

石内野 谷川初美
大田清茂 山本 勝美
出頭 山本 勝美

平成26年もあとわずか、今年は水田農家にとってはコメ価格が大きく値下がりし、経営に大きな影響を受けたことと思います。あらためて、農業者の努力が報われるようにしなければならぬと強く実感しております。このたび、農地中間管理事業が新たに開始されました。担い手発掘や遊休農地未然防止・解消につながればと願っておりますので、どうぞご活用ください。

編集後記

(土・日・祝日等の場合は変更してまいります。)

農業委員会総会日程
農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

| | |
|---------|-------|
| ■ 締切日 | 毎月10日 |
| ■ 現地調査日 | 毎月21日 |
| ■ 総会日 | 毎月28日 |

農業委員会総会日程